



# くらしのフレッシュ便

## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

### オンラインカジノで儲かるという話に注意！

#### 《相談内容》

職場の先輩から、「簡単に稼げる副業があるから、一緒にビジネスを始めないか」と電話で誘われ、話を聞くために説明会に参加をした。セミナーの講師から、「オンラインカジノが世界で流行っている。新たな人を勧誘して、自分の下に付けることで、紹介料がもらえる」と説明された。登録料として 25 万円を一括で支払う必要があり、なければ、消費者金融で借りて工面するように言われた。親にこの話をしたら、ねずみ講ではないかと言われた。



#### 《アドバイス》

(20 歳代 男性)

相談者には、儲け話の実態や仕組みが分からないと思うならば、絶対に契約しないよう助言しました。また、相談者は成年なので、契約をすると責任や義務が生じることを説明し、同様のトラブル事例を紹介し、安易な契約をしないよう付言しました。

オンラインカジノや暗号資産（仮想通貨）の話題性に便乗した、詐欺的な投資の勧誘に関するトラブルが多発しています。お金を払ってしまうと、取り戻すことは大変困難です。「必ず儲かる」といった甘い言葉をうのみにせず、安易にお金を支払わないようにしましょう。

#### トラブルを防ぐためのポイント

- 違法性の疑いがある取引には関わらないようにしましょう。  
刑法は、法令で認められている場合を除き、賭博を禁じています。オンラインカジノは刑法の賭博罪に該当するおそれがあります。
- 内容等がわからない契約をするのはやめましょう。  
契約内容や事業者の連絡先をよく確認せず契約をすると、後からトラブルにつながる可能性があります。必ず事前に契約書面を受け取り、契約内容、事業者の連絡先等を確認しましょう。
- 借金をさせて契約をすすめる事業者には要注意！  
借金をしてまでその契約が必要か、よく考えましょう。また、お金を稼ごうと思っているのに、高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと断りましょう。

## 生活情報ファイル

### 冬の暖房器具の事故に注意

冬には欠かせない暖房器具ですが、毎年多くの事故が発生しています。誤使用や不注意による事故を防ぐために、次の点にご注意ください。



- 燃えやすい物の近くでは使用しないようにしましょう。  
衣類などをストーブやヒーターの近くで、乾かしたりしないようにしましょう。また、カーテンなどの可燃物からも十分に距離をとって設置し、外出や就寝の際には、必ず消火しましょう。
- 消毒用アルコールを使用する際には、石油ストーブなどの火気を伴う暖房器具の近くで使用しないでください。アルコールは揮発性が高く、引火するおそれがあります。

Q リボルビング払いについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

1. 返済回数が増えても、トータルの手数料の金額に変わりはない。
2. 返済方式は、支払い残高の大きさに応じて毎月の支払額が変わる残高スライド方式のみである。
3. 分割払いは1件ごとに手数料がかかり、リボルビング払いは利用残高全体に手数料がかかる。
4. 繰り上げ返済は認められていない。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 電力・ガスの契約の切り替えは慎重に

平成28年4月から、電気の小売が全面自由化されました。新たな事業者の参入もあり、様々な事業者が料金プランを提示している一方で、電話勧誘・訪問販売をきっかけとした電気・ガスの切り替えに関するトラブルの相談も多く寄せられています。



#### 相談事例

電力会社の営業員が自宅に訪問し、「当社と契約すれば、電気代の基本料金が0円になり、料金が今までよりも安くなる。」と説明された。「料金が安くなるのなら」と思い契約を申し込んだが、後になって考え直し、キャンセルしたい。

#### トラブルを防ぐためのポイント

- ・「今よりも安くなる」という説明をうのみにせず、現在の契約内容や料金を、明細やインターネット等で確認し、本当に変更が必要かどうか考えましょう。
- ・大手電力・ガス会社やその関連会社であるとかたって、悪質な勧誘を行う事業者もいます。不審に感じた場合は、会社に直接問い合わせ確認しましょう。
- ・検針票等に記載されている「お客様番号」等の情報を安易に事業者伝えてしまうと、消費者の意に反して、契約手続きを進められるおそれがあります。情報の提供は、慎重に行いましょう。
- ・訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面等を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフをすることができます。

**お困りの際には、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。**

「試してみよう、消費者力！第9回解答と解説⇒（正解－3）

リボルビング払いは、高額の利用でも毎月の支払額が一定であるメリットがある反面、それにかかる利息（手数料）は支払いが終わるまで続くので注意する。返済方式は残高スライド方式と元利定額方式（支払い残高が増えても、毎月の支払額は一定のまま）がある。資金に余裕ができれば繰り上げて返済をすることもできる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。